

社会福祉法人古河市社会福祉協議会 児童・生徒のボランティア
活動協力校補助金交付要綱

(目的)

第1条 社会福祉法人古河市社会福祉協議会（以下「本会」という。）は、ボランティア活動の実践、社会連携の精神を養成するため、児童・生徒のボランティア活動協力校（以下「協力校」という。）を指定し、協力校に対し予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その方法等について、この要綱に定めるものとする。

(補助対象者及び補助額等)

第2条 補助事業、補助対象者及び補助額等は、別表1のとおりとする。

(補助金交付条件)

第3条 この補助金は、次に掲げる事項を条件として交付されるものであること。

- (1) 事業を中止し、又は廃止する場合には、本会会長の承認を受けなければならぬ。
- (2) 事業が予定の期間内に完了しない場合においては、すみやかに本会会長に報告して、その指示を受けなければならない。
- (3) 協力校は、当該収入及び支出について証拠書類を整備し、かつ当該帳簿及び証拠書類を事業完了後5年間保管しておかなければならない。
- (4) 事業の内容を変更する場合には、本会会長の承認を受けなければならない。

(補助金の交付申請)

第4条 補助金の交付を受けようとするものは、別紙交付申請書（様式第1号）により、別に本会会長が指示する日までに本会会長あて申請しなければならない。

(交付決定通知)

第5条 補助金の交付決定通知は、別紙交付決定通知書（様式第2号）によるものとする。

(実績報告書)

第6条 協力校は、補助事業が完了したとき（補助事業を中止し、又は廃止したときを含む）は、補助事業が完了した日から起算して30日を経過した日、又は、当該年度の3月31日のいずれか早い日までに別紙事業報告書（様式第3号）を提出しなければならない。

附則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

別表 1

| | |
|-------|--|
| 補助対象者 | 本会協力校 |
| 対象経費 | 本会協力校がボランティア活動の実践、社会連帯の精神を養成するため必要な、次に掲げる経費 報償費 旅費 事業費（備品費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、借用及び損料、会議費） |
| 補助額 | 1校 30,000円以内 但し、補助額を超える場合、社協予算の範囲内で調整 |